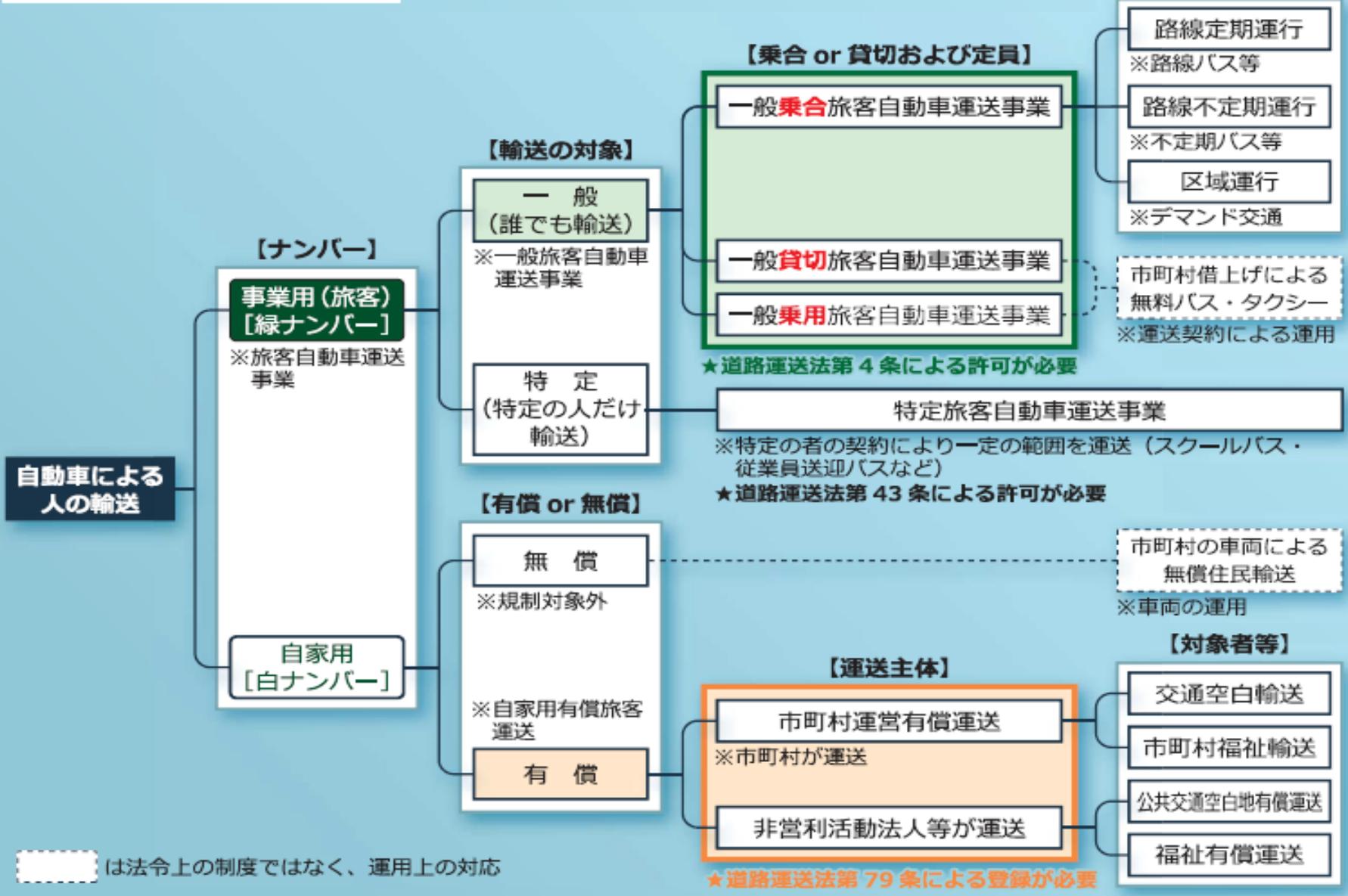


道路運送法の事業区分



は法令上の制度ではなく、運用上の対応

市町村による運送

(地域公共交通会議の合意がある場合のみ)

市町村運営有償運送 (則第49条①)

○バス等の公共交通が不在、またはバス等の公共交通のみでは住民の十分な輸送の確保が困難と認められる場合に、地域住民の生活に必要な旅客輸送確保のため、市町村が運送を行うもの

① 交通空白輸送

交通空白地域において、地域住民の生活に必要な輸送の確保が困難な場合、市町村が自ら行う輸送サービス
態様：乗合制 車両：定員11人以上(バス等)も可 **持ち込み車両可 (委託先の事業用自動車含む)**
旅客：市町村の住民とその親族、当該市町村に日常の用務を有する者

② 市町村福祉輸送

地域住民のうち会員登録を行った身体障害者等に対する外出の支援のために市町村が自ら行う輸送サービス(原則、個別輸送)
態様：会員登録制 車両：定員10人以下(福祉自動車など) **持ち込み車両可**
旅客：市町村の住民のうち、会員登録を行った身体障害者等

特定非営利活動法人による運送

(運営協議会 **又は地域公共交通会議**の合意がある場合のみ)

公共交通空白地有償運送 (則第49条②)

○タクシー等の公共交通のみでは交通空白地における住民等の十分な輸送の確保が困難と認められる場合に、それらを補完するための手段として、NPO法人等が行う輸送サービス

態様：会員登録制 旅客：過疎地域等の住民とその親族、当該地域内の施設を利用する者、当該地域に日常の用務を有する者
車両：定員11人以上も可

福祉有償運送 (則第49条③)

特定非営利活動法人による運送
(運営協議会の合意がある場合のみ)

○タクシー等の公共交通の利用が困難で、他人の介助なしで移動が困難と認められる会員登録を行ったものに対して、外出の支援のためにNPO法人等が行う輸送サービス

態様：会員登録制 旅客：タクシー等の公共交通の利用が困難で、他人の介助なしで移動が困難と認められる者(対象とする身体状況等は運営協議会で確認)
車両：定員10人以下

※「市町村運営有償運①交通空白輸送」・「公共交通空白地有償運送」は、市町村長が認めた場合に限り、来訪者・滞在者や会員以外も利用可能(則第49条②)